

平成24年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書 (当初)

款	8. 保健事業費	大事業	1. 特定健診事業
項	1. 特定健康診査等事業費	中事業	
目	1. 特定健康診査等事業費	担当所属	健康保険課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
							平成24年度	平成25年度
臨時	補助		74,571	8,684	0		0	0
							0	0
							0	0
							0	0
							0	0

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	39,676	83,255
本年度当初査定額		

財源内訳	国庫支出金	県支出金	一般財源
本年度当初要求額	19,838	19,838	43,579
本年度当初査定額			

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) 高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から医療保険者に対し、40～75歳未満の被保険者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化された。これを受けて、佐倉市国民健康保険の被保険者に健康診査を実施する。</p>	<p>(事業の目的) 生活習慣病の前段であるメタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施することにより、早期に生活習慣病を予防し、国民健康保険加入者の生涯にわたる生活の質の維持・向上を図ることを目的とする。 国は医療保険者ごとのデータを収集・分析することによって、生活習慣病の発症を抑制し、医療費の削減を目指すこととしている。</p>	<p>(事業の効果) 高齢化の急速な進展に伴い生活習慣病は国民医療費の約3割、死亡数割合では約6割を占めている。メタボリックシンドロームに着目した特定健診の実施により、生活習慣病を早期に発見し、その予防、重症化を避けることにより中長期的に医療費を抑制する。</p>
<p>(事業実施上の問題点)</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積りに関する特記事項)</p>

節	本年度 当初要求額	前年度 当初予算額	増減額
07	3,057	3,057	0
11	4,113	4,073	40
12	4,333	4,190	143
13	71,752	63,251	8,501

款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
特定財源	03	01	03	01	01	00	19,838		17,287	2,551
	06	01	02	01	01	00	19,838		17,287	2,551
差引一般財源							43,579		39,997	3,582